

コンプライアンスを含む内部管理体制の基本方針

わたしたち労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「本組合」という。）は、「協同労働の協同組合原則」および労働者協同組合法に基づき、「協同労働」「よい仕事」「全組合員経営」をより高め、全組合員・就労者がより成長する中で、持続可能で活力ある地域社会の実現に貢献できるよう努力を積み重ねていきます。

本組合は、事業者としての社会的責任や規範を自覚し、役員をはじめ全組合員及び就労者の業務執行が法令、定款及びICA（国際協同組合同盟）声明の「協同組合の価値」に適合し、業務の適正性を確保しつつ持続的に維持発展するための体制を、現場から組合本部まで全員でつくりあげていきます。

そのため、本組合は、「コンプライアンスを含む内部管理体制の基本方針」を以下のとおり定め、必要な体制整備と取り組みを総合的に継続して進めます。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び総代会の決議に従い、業務執行権を有する代表理事を選定するほか、業務執行上の重要事項を審議し決定する。
- ② 本組合は、定款、総代会運営規約及び理事会運営規則に基づき、総代会及び理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な総代会及び理事会の運営を行う。
- ③ 理事は、理事会、理事等で構成する事業の執行等に関する常務理事会及び各種委員会を開催し、職務執行上における重要事項について機動的かつ多面的に審議する。
- ④ 本組合は、職務権限規程に基づき、業務を執行する理事等の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 本組合は、組織管理規程に基づき職務分掌及び決裁権限を明確にし、理事、組合員等の職務執行の適正性を確保するとともに、職務執行を機動的にし、もって有効性並びに効率性を高める。
- ⑥ 本組合は、総代会、理事会等重要な会議の議事録及び理事の職務執行に係る情報について、法令、定款及び規程に基づき、適切に作成し保管する。

2 リスク管理に関する体制

- ① 本組合は、リスク管理規程並びに危機管理規程に基づき、理事及び組合員等の役割権限等を明確にし、リスク管理並びに危機管理に関する体制を整備する。また、本組合は、ICT（情報通信技術）を活用し、労働安全衛生に関する管理も強化する。
- ② 本組合は、個人情報保護規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 本組合は、事業活動に関するリスク管理について、法令及びリスク管理規程に基づき、関係する各部署との連携を図り対応する。
- ④ 本組合は、リスク管理を統括するため、リスク管理規程に基づきリスク統括責任者を設置する。リスク統括責任者は、リスク管理が適切に行われているかをモニタリングし、常務理事会に報告する。
- ⑤ 本組合は、大規模自然災害その他の非常事態の発生に備え、危機管理規程に基づき体制を整備し、継続的な教育と訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 本組合は、理事及び組合員等が法令、定款及び諸規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する内容を盛り込んだ「協同労働の協同組合」原則の提案を行う。
- ② 本組合は、前記の組織風土を高めるために、コンプライアンス統括部を設置し、リスク管理規程に基づきコンプライアンス推進委員会を設置する。また、本組合は、危機管理規程に基づき組合員等に対して教育及び啓発を継続的に行う。
- ③ 本組合は、法務室を設置し、本組合の定款並びに諸規程及び契約内容等について、点検及び必要な見直しを行なう。
- ④ 本組合は、内部通報に関する規程に基づき、不正の未然防止及び健全な組織風土の形成を図るため、匿名で相談できる内部通報窓口を設置し、速やかな調査と是正を行える体制を強化し推進する。内部通報したことを理由として、通報者並びに協力者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑤ 組合員等は、内部通報に関する規程に基づき、他の組合員等が、法令違反が疑われる行為、個人の生命等基本的人権を害する行為及び就業規則等諸規程に違反する行為に関与していると認知したときは、直ちに内部通報窓口へ通報する。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、法令、定款、監査規約並びに監査規約細則に基づき、監査を行う。
- ② 監事は、組合並びに組合員等の利益を守るために、会計監査及び業務監査を行う。会計監査は、理事会の監査、理事の監査、事業所の監査並びに決算関係書類の監査により行う。業務監査は、理事会等重要会議への出席、重要書類の閲覧、並びに理事の自己契約等の適法性の検証により行う。
- ③ 監事は、本基本方針に基づき、コンプライアンスを含む内部管理体制の適正性や実施状況について監査を行う。
- ④ 監事は、本組合の重要な書類及び情報について、法令、定款、規約及び諸規程に基づき適正に作成、備置き及び管理されているか監査を行う。
- ⑤ 本組合は、監事のもと、独立して監査を行なう権限を有する監査部を設置する。監査部は、理事及び組合員等の職務執行について、業務の適正性並びに効率性が確保されているか、コンプライアンス及び全組合員経営の観点から監査を行なう。監事は、監査部が行った監査の結果を理事会に報告する。本組合は、監査結果を基に事業の運営について改善を図る。監査部は、監事の指示のもと、各事業所等の事業の運営状況等を監査する。監査部は、監事の指示のもと、内部相互監査の向上のためチェックリスト作成等を進める。
- ⑥ 理事及び組合員等は、監事から監査に関わる報告等を求められたときは、速やかにこれに応じる。

5 関連法人

本基本方針については、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の全ての関連法人において適用する。

2024年 2月 9日 理事会決議

2024年 7月 5日 一部改定

2024年12月13日 一部改定